

平成26年度第8回学長選考会議議事要旨

日時 : 平成26年11月14日(金) 9時32分～10時57分
場所 : 札幌駅前サテライト(教室2)
出席者 : 松岡(議長)、内田、蔵本、高橋、渡部、阿部、玉井、星野、
佐藤、戸田、城後、佐川
欠席者 : 祖母井、柿沼、立川、羽賀

【議事】

1. 前回(第7回)の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき前回会議の議事要旨が読み上げられ、了承された。

2. 学長選考について

(1) 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正の趣旨等の確認について

審議に先立ち、委員から、本学の選考規則の改正内容について新聞報道されたことを踏まえ、そもそも今回の規則改正の元となった国立大学法人法の一部改正の趣旨について、改めて確認したい旨の意見が出された。

これに対し、議長から第2回(6月開催)の会議内容の再確認と、改正の趣旨等の説明が以下のとおりあり、法改正の趣旨等を認識し、実りある制度を作り上げていくことを確認した。

今回の学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正の趣旨は、平成26年5月23日の衆議院文部科学委員会における文部科学大臣の提案理由等の説明にあるとおりであり、「大学は国力の源泉であり、各大学が人材育成、イノベーションの拠点として教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築が不可欠であり、学長を補佐する体制の強化、大学運営における権限と責任の一致、学長選考の透明化等の改革を行っていくことが重要である。

この法律案は、このような観点から、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行うなどの必要な措置を講ずるものである。」とされ、また、この法案を提出する理由については、「急速な少子化に伴う18歳人口の減少や、グローバル化の進展による国際的な大学間の競争等に各大学が適切に対応していくためには、予算や定員の再配分や学部編成などの組織の見直し等、学長のリーダーシップのもとで進めていく必要がある。

一方、大学のガバナンスについては、現在、権限と責任のあり方が明確でない、また、意思決定に時間を要し、迅速な対応ができていない、あるいは、学内の都合の方が先行して、十分に地域や社会のニーズに応えるような大学運営が行われていないといった課題が指摘をされている。このため、今回の法律改正により、学長補佐体制の強化、大学運営における権限と責任の一致、学長選考の透明化等の改革を行うことによって、大学運営に責任を負う学長が、教授会をはじめとする学内の意見を聞きながら、全学的な視点で大学運営を考え、その権限において最終的に決定する環境の整備を目指すものである。」と説明され、審議の後、成立したものである。学長選考に関する法の規定改正も、この理由の中で審議されたものである。

(2) 学長選考規則に関する運用（案）について

総務課長から、資料2に基づき、前回の議論を踏まえて修正した学長選考規則に関する運用（案）の説明があり、審議の結果、原案どおり本日付けで改正・施行し、併せてホームページで公表することとした。

また、「望ましい学長像」に対する教職員の意向聴取の方法等を定めた実施要領を作成することを決め、次回引き続き審議することとした。なお、主な意見等は以下のとおり。

- ・「望ましい学長像」に対しての教職員の意見はあくまでも参考で、最後は選考会議の責任で決めるべきだ。
- ・候補者から提出される所信書の様式（様式第3号）だけでは教職員に内容が伝わりにくいので、図式やポンチ絵等の添付も可能とした方がよい。
- ・立会演説会終了後にも教職員の意向を聴取してほしい。
- ・意向聴取は、匿名性を担保してほしい。名前を出すと、なかなか意見を出せない者がいると思う。例えば、現体制に批判的な意見を出そうとしても、誰が出したか知られてしまい、躊躇してしまうおそれがある。
- ・匿名での意見提出を可能とすると、同じ者が同じ意見を何度も出すことも考えられ、それが多数の意見ととらえられてしまうおそれがある。意見は一人1回とし、そのことを確認できるようにすべきである。
- ・自分たちの学長を選ぶための意向聴取なのに、堂々と名前を書けないという感覚や意味がわからない。
- ・意見の公表は名前を出さないようにし、意見を募集する際に名前は公表しないことを付記するとよい。
- ・教職員から出された意見が事務局で整理される際に省かれてしまう可能性もあるので、出された全ての意見を選考会議委員が目を通せるような仕組みがよい。
- ・意向聴取する教職員の範囲を整理した方がよい。
- ・意向聴取、立会演説会、面接の方法及び有資格者と意向聴取の対象者などの詳細を実施要領として整理した方がよい。

3. その他

○議長から、1月中旬頃から学長選考が始まるにあたり、選考が遅れることのないようフロー図の日程をできるだけ守って進めていく旨の確認があった。

○次回（第9回）会議を、平成26年12月4日（木）10時00分から札幌駅前サテライトで開催し、実施要領を中心に審議することとした。

以 上

平成26年度 第8回学長選考会議開催要項

○日 時 平成26年11月14日（金）9時30分～11時00分

○場 所 札幌駅前サテライト「教室2」
(札幌市中央区北5条西5丁目7)

○議 題

(1) 学長選考について

(2) その他

○配付資料

資料1 平成26年度第7回学長選考会議議事要旨（案）

資料2-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）

資料2-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

資料3 国立大学法人北海道教育大学学長の業績評価に関する要項（案）

平成26年度第7回学長選考会議議事要旨（案）

日 時：平成26年10月27日（月） 16時05分開会
17時52分閉会

場 所：事務局（特別会議室）

出席者：松岡（議長）、祖母井、柿沼、蔵本、高橋、
渡部、星野、玉井、佐藤、羽賀、城後、佐川

欠席者：内田、立川、阿部、戸田

【議 事】

1. 前回の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき前回会議の議事要旨が読み上げられ、意向投票の廃止に賛成する意見の4行目「学長選考会議委員」を「学長選考会議」に修正した上で、了承された。

2. 学長選考について

始めに、総務課長から、前回の議論を踏まえて修正した学長選考規則（案）及び学長選考規則に関する運用（案）の説明があった。

学長選考規則（案）の学長再任時における選考（第8条）の規定は、学長が大過なく過ごした場合は、自動的に再任となると解釈され、その時点で優れた人材がいてもその者は候補者となれないのは如何なものかとの意見が出された。

これに対して、再任については、業績評価だけで自動的に8年ということではないこと、再任を決める時に、学長候補者にふさわしいと思われるような者がいれば徹底的に議論をすることが必要であるなどの意見が出された。

議論を踏まえ、審議の結果、再任を決める時期の大学の取組みや置かれた状況などを踏まえるほかに、学長の業績評価を行った上で判断すべきとされ、規定については原案通りとされた。なお、運用については、本日の議論を踏まえ、詳細を決めていくこととした。

学長選考方法の具体的な運用を定めた「学長選考規則に関する運用」（案）については、学長候補者の所信書に対して出された教職員の意見の取り扱いや公表等が検討する事項として出され、次回引き続き審議することとした。

本日の決定を踏まえ、学長選考会議規則とともに学長選考規則については、本日付けで改正・施行し、併せてホームページで公表することとした。

3. その他

○第6回の議事要旨の内容が確定前に報道機関に漏れ、新聞記事になった事実があったことから、今回（第7回）の議事要旨は事前に確認を得ることは行わず、次回の会議で確認することとした。

○次回（第8回）会議を平成26年11月14日（金）9時30分から、札幌駅前サテライトで開催し、「学長選考規則に関する運用」を中心に審議することとした。

以 上

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）

制 定 平成26年 月 日

（改正理由）

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則（平成26年規則第10号）の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（平成17年5月17日学長選考会議決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p><u>規則第3条関係</u></p> <p><u>1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。</u></p> <p><u>2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。</u></p> <p><u>3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（新設）</p> <p><u>規則第4条関係</u> <u>学長の選考に当たっては、事前に選考日程を作成し、選考の開始を公示する。</u></p> <p><u>規則第5条関係</u></p> <p><u>1 この条の第3項に規定する「教育研究評議会の意見を聴取」するときは、学長選考会議議長が教育研究評議会において説明を行い、意見を聴取するものとする。</u></p> <p><u>2 この条の第3項を適用する場合の選考は、規則第9条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。</u></p>
<p><u>規則第6条関係</u></p> <p>1 学内の有資格者について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、<u>介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、</u>停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。</p> <p>(3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、<u>介護休業、自己啓発等休業、</u>停職及び</p>	<p><u>規則第6条関係</u></p> <p>1 学内の有資格者について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、<u>停職中の者及び在籍出向中の者は、</u>学内の有資格者となることができない。</p> <p>(3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、<u>停職及び在籍出向となった者を含む。）</u></p>

在籍出向となった者を含む。)は、異動の日からその資格を失う。
(削除)

(削除)

(削除)

2 提出書類の様式について

学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。

3 学長候補者調書及び学長候補者所信書(以下「所信書等」という。)の公表について

(1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

(2) 学長選考会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。

(3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

(4) 学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。

4 書類審査について

学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、

は、異動の日からその資格を失う。

(4) この条の第3項第5号に規定する「事務系職員の係長相当職以上の職にある者」には、国際交流コーディネーター及び研究支援コーディネーターを含むものとする。

2 学長候補者推薦資格者名簿について

(1) 学長選考会議は、学内の有資格者を記載した学長候補者推薦資格者名簿(以下「推薦資格者名簿」という。)を作成し、推薦資格者から請求があった場合は、閲覧に供するものとする。

(2) 学長選考会議は、推薦資格者がその資格を喪失したときは、推薦資格者名簿から抹消する。

(3) 推薦資格者は、推薦資格者名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、異議の申立てをすることができる。

(4) 学長選考会議は、前号の申立てが正当であると認めるときは、推薦資格者名簿を修正しなければならない。

(5) 推薦資格者名簿は、意向聴取対象者名簿を兼ねるものとする。

3 学長候補者の重複推薦について

被推薦者が、外部委員と学内からの推薦と重複した場合は、外部委員からの推薦とする。

(新設)

(新設)

(新設)

委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 立会演説会について

(1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。

(2) 学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画配信システムに掲載するものとする。

(削除)

(削除)

規則第7条関係

1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。

(1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。

(2) 過半数の票を得た者がいないときは、得

(新設)

規則第7条関係

1 被推薦者に対し、学長候補者となること
の意思を確認の上、所信、学長候補者調書等を提出させる。

2 所信、学長候補者調書等を提出した者を学長候補者とする。

3 提出された所信、学長候補者調書等により、学長候補者に係る資料を作成し、公表する。

規則第8条関係

1 第一次意向投票について

(1) 投票所は、各校に設置する。

(2) 意向投票は、対象となる学長候補者につき単記投票とする。

(3) やむを得ない理由により指定された投票所以外の投票所で投票しようとする場合には、あらかじめ、投票所変更申請書を提出し、許可を得るものとする。

(4) 投票日に出張、研修等の事由により投票することができない場合は、不在者投票を認めることができる。

(5) 代理投票は、認めないものとする。

(6) 学長選考会議は、意向投票の結果に基づき、有効投票の多数を得た5人(末位に得票同数の者がいるときは、これを加える。)を第二次意向投票対象者として決定する。

(7) 意向投票の結果は、公表する。

2 第二次意向投票について

この項による意向投票は、前項第6号を除き、同項を準用する。

規則第9条関係

1 学長選考会議は、意向聴取及び学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。

(1) 投票は単記投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。

(2) 過半数の票を得た者がいないときは、

票多数の2人（末位に得票同数の者があ
るときは、これを加える。）について、
更に単記記名投票を行い、多数の票を得
た者を学長候補者とする。

2・3 （略）

規則第9条関係 （略）

規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、
内容、担当者等を定め、決定後速やかに行
うものとする。

（削除）

規則第13条関係

1 学内の教職員に対する各種の通知は、
原則として、本学のホームページ及び全
学統一グループウェアに掲載すること
によって行うものとする。

（削除）

2 この運用に定めるもののほか、学長選
考の実施に関し必要な事項は、学長選考
会議の議を経て、議長が別に定める。

付 記

この運用は、平成 年 月 日から施行す
る。

得票多数の2人（末位に得票同数の者
があるときは、これを加える。）につ
いて、更に単記投票を行い、多数の票
を得た者を学長候補者とする。

2・3 （略）

規則第10条関係 （略）

（新設）

規則第11条関係

事務局長は、学長選考に関する事務を所
属職員に命ずるものとする。

規則第13条関係

1 学内の有資格者に対する各種の通知及
び広報は、原則として、ホームページに
掲載することによって行うものとする。

2 報道機関等への広報については、事前
にその時期、内容、担当者等を定めるも
のとする。

（新設）

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

平成17年5月17日
学長選考会議決定

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、次のとおりとする。

規則第3条関係

- 1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。
- 3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。

規則第6条関係

- 1 学内の有資格者について
 - (1) 学内の有資格者は、公示日に在職する者とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。
 - (3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、停職及び在籍出向となった者を含む。）は、異動の日からその資格を失う。
- 2 提出書類の様式について
学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。
- 3 学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）の公表について
 - (1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
 - (2) 学長選考会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。
 - (3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (4) 学長選考会議は、第2号の規定に基づき提出された所信書等に対する意見を応募者に通知するとともに、学内の教職員に公表する。
- 4 書類審査について
学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 立会演説会について
 - (1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。
 - (2) 学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画

配信システムに掲載するものとする。

規則第7条関係

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
 - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
 - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 3 決定した学長候補者に対する学長就任の意思の確認は、学長選考会議において選出された複数の者が速やかに行う。

規則第9条関係

学長候補者が学長に就任することができなくなったときは、改めて学長候補者の選考を行う。

規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、内容、担当者等を定め、決定後速やかに行うものとする。

規則第13条関係

- 1 学内の教職員に対する各種の通知は、原則として、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 この運用に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

付 記

この運用は、平成17年5月17日から実施する。

付 記（平成23年3月4日 一部改正）

この運用は、平成23年3月4日から実施する。

付 記（平成24年3月29日 一部改正）

この運用は、平成24年4月1日から実施する。

付 記（平成26年 月 日 一部改正）

この運用は、平成 年 月 日から実施する。

学 長 候 補 者 推 薦 書

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人北海道教育大学学長候補者として、関係書類を添えて推薦します。

記

(被推薦者) 氏 名

年 月 日

推薦代表者 氏 名 (自署)
所 属

別記様式第 1 号

推 薦 者 名 簿

学長候補者氏名 _____

No.	所 属 等	職 名	推 薦 者 氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- (注) 1 所属等，職名及び推薦者氏名は，自署によること。
 2 本名簿の先頭は，推薦代表者とする事。
 3 学内の有資格者による推薦の場合は，10人以上の連署によること。(学長選考規則第6条第3項第2号)
 なお，推薦者が15名を超える場合は，本様式に準じて追加して差し支えない。
 4 キャンパスごとに作成して差し支えない。

別記様式第 2 号

学 長 候 補 者 調 書

(履歴事項)

年 月 日現在

氏 名 (フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
現 住 所		
最 終 学 歴		
学 位・称 号		
専 門 分 野		
現 (元) 職 名		
経 歴 (学歴・職歴)	年 月 日	
<p>私は、学長候補者選考の過程でこの調書及び学長候補者所信書の内容が公表されることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (自署)</p>		

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(教育関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第 2 号

主 要 業 績

(研究関係)

--

(注) 用紙は、A 4 縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(社会貢献関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(経営・管理運営関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

学 長 候 補 者 所 信 書

年 月 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

学長候補者氏名 _____ (自署)

1. ビジョン及び望ましい学長像に基づく方針について

2. 自由記述

(注) 用紙は、A4縦型とし、概ね2000字以内で作成すること。

国立大学法人北海道教育大学学長の業績評価に関する要項（案）

平成26年 月 日
学長選考会議決定

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号）第13条の規定に基づき、学長の業績評価（以下「業績評価」という。）に関し必要な事項を定める。

（実施体制）

第2条 業績評価は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号）第4条に規定する学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

（評価項目）

第3条 業績評価の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 望ましい学長像に掲げる項目
- (2) 学長就任時の所信に掲げる項目
- (3) その他学長選考会議が定める項目

（評価方法）

第4条 業績評価は、前条各号に掲げる項目の業務遂行状況について実施する。

- 2 前項の業績評価を行うときは、自己点検評価、監事による評価、外部評価等の結果を参考とする。
- 3 学長選考会議は、業績評価に当たって、学長に対してヒアリングを行うことができる。
- 4 学長選考会議は、学長の職務の遂行状況の把握に努める共に、必要に応じて監事と意見交換を行うものとする。

（評価期間）

第5条 業績評価の期間は、学長の任期の初日から1年間とし、以後1年ごとの期間を対象とする。ただし、学長の任期の末日を含む期間については、学長の任期満了の8月前までの期間とする。

（公表）

第6条 学長選考会議は、業績評価の結果の概要を、本学のホームページに公表する。

（支援及び助言）

第7条 学長選考会議は、業績評価の結果に基づき、又は日常的な学長の職務の遂行状況を踏まえ、必要と認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うものとする。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から実施する。